

# 士別市市民参加条例〈解説あり〉

この条例は、士別市まちづくり基本条例の制定にあわせて、その関連条例として、市民自治の確立のために必要不可欠な市政への市民参加（市民が、議会や行政が市民の信託のもとに担っている市政に参加すること）について必要な事項を定めるものです。

## （目的）

第1条 この条例は、士別市まちづくり基本条例（平成 年士別市条例第 号）の目的や理念に基づいて、市民が市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを進めることを目的とします。

### 【解説・考え方】

第1条では、この条例の目的を示しています。この条例は、市民がどのように市政に参加していくのかなどの基本的な事項を定め、士別市まちづくり基本条例の柱である市民自治を進めることを目的とします。

## （用語の定義）

第2条 この条例における用語を次のとおり定義します。

- (1) 市民 住民（士別市内に住所を有する人をいいます。以下、同じ。）をはじめ、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で様々な社会的活動を行う人、これらの団体や企業などの法人をいいます。
- (2) 行政 市長を代表とする執行機関、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市政を含め、よりよい地域社会をつくるために行われるすべての公共的な活動をいいます。
- (4) 市政 まちづくりのうち、市民の信託のもとに、議会と行政が担う領域をいいます。

### 【解説・考え方】

第2条では、条例の内容を明確化するために、この条例で使用する用語のうち、特にその意味を明らかにしておくべきものについて、士別市まちづくり基本条例に準じて示しています。

- (1) 「市民」とは、地方自治法で定められている「住民」（市内に住所を有する人）のほか、市内の事業所等に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で事業活動やその他の活動など様々な活動を行っている個人・法人・団体をいうものとします。
- (2) 「行政」とは、市長が代表している組織として、一般的に「市役所」として総称されている組織をはじめ、公営企業（水道事業、病院事業）を含むほか、各種行政委員会と総称される教育委員会や選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 「まちづくり」とは、議会や行政が担っている市政の領域と市民が主体的に進めている地域社会における公共的活動の領域の両方を含むものとして定義します。
- (4) 「市政」とは、地方自治の推進にあたり、住民の信託に基づいて、議会と行政が担っている領域を指します。

## （市民参加の基本）

第3条 議会・行政は、公平に市民が市政に参加できる機会を保障するとともに、積極的にその機会を設けます。

- 2 市民は、まちづくりの主役として、市政への積極的な参加に努めます。
- 3 市民は、市政への参加あるいは不参加を理由として、不利益を受けることはありません。

### 【解説・考え方】

第3条では、市民参加の基本的考え方について規定しています。

第1項では、議会や行政が、市民が市政に参加することのできる機会を公平かつ積極的に設けることを示しています。

第2項では、市民が主役のまちづくりを進めていくためには、まちづくりの一部である市政に、市民が積極的に参加することが必要であることについて示しています。

しかし、参加しない自由もあることから、第3項では、市民が市政に参加するまたは参加しないということによって、不利益を受けないようにするための規定を設けています。

### (市民参加の対象)

第4条 行政は、次の事項を実施するときは、市民参加の機会を設けます。

- (1) 総合計画の基本構想・基本計画の策定・見直し
- (2) 各施策の基本となる計画の策定・見直し
- (3) 政策に関する基本方針を定める条例の制定・改正・廃止
- (4) 市民に義務を課す条例や市民の権利を制限することを内容とする条例の制定・改正・廃止
- (5) 広く市民が利用する市の施設の新設・改良・廃止の決定と利用方法の決定
- (6) 市民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 行政評価
- (8) 前各号のほか、市民参加が必要と考えられる事項

2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として市民参加の機会を設けません。

- (1) 軽微なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 行政内部の事務処理に関するもの
- (4) 法令の規定によって実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (5) 市税の賦課徴収やその他金銭の徴収に関するもの（法令で住民意見の聴取が規定されているものを除きます。）

3 行政は、市民参加の機会を設けなかった場合で、行政が必要と判断したときや市民からその理由を求められたときは、その理由を公表します。

### 【解説・考え方】

第4条では、市民参加の対象について、参加を求める事項と求めない事項のほか、取り扱い等について規定しています。

第1項では、行政が市民参加を求める事項について、次のように規定します。

- (1) (2) 「総合計画の基本構想・基本計画」と「各施策の基本となる計画」は、土別市の長期的・総合的な方向性を定めるものであり、市民・議会・行政が、市の将来に対する共通の目標や認識をもって、その策定や見直しを行うことが必要なことから、市民参加の対象とします。その名称が、構想・指針・方針等であっても、長期的視点に立って、総合的な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象とします。「各施策の基本となる計画」には、「地域福祉計画」や「都市計画マスター プラン」など、様々な計画があります。
- (3) 「政策に関する基本方針を定める条例」とは、政策全般や個別行政分野における土別市の基本的な考え方や理念を示すものが該当します。具体には、「土別市まちづくり基本条例」や「土別市安全で安全なまちづくり条例」などが該当します。
- (4) 「市民に義務を課す条例や市民の権利を制限することを内容とする条例」とは、市民個人の活動や事業者等が行う活動に対して、禁止行為や制限を設けるなどの規制を課すような市民の権利義務に関わる条例を指します。具体には、「土別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふん便の防止に関する

条例」などが該当します。

- (5) 「広く市民が利用する市の施設」とは、不特定多数の市民が利用する市の施設が該当します。限られた市の財政のなかで、これらの施設の新設・改良・廃止の決定に関する事項については、市民のニーズに応じて計画・整備される必要があることから、市民参加の対象とします。あわせて、これらの施設の利用に関わる重要事項についても、市民参加の対象としますが、利用者（受益者）が一部に限られる場合は対象としません。
- (6) 市民生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する場合は、市民参加の対象とします。広く一般的な事例では、市町村合併の是非を決定する場合などがこれに該当すると想定されます。
- (7) 行政が行う施策や事業等について、その成果や効果などを指標を用いて客観的に評価しようとするもので、当面、現在は行政内部において実施している事務事業評価について、市民参加を得るものとします。
- (8) 第1号から第6号で規定する以外で、市民参加が有効と思われる事項についても、市民参加を推進することを規定しています。

第2項では、市民参加を求める事項について、次のように規定しています。

- (1) 「軽微なもの」とは、市民生活への影響などを考慮しても、市民参加を求めるまでもない軽微な内容等を指します。例えば、条例において引用している法令の改正によって、引用部分の条項や号などの番号や表現等を変更するための条例改正などです。
- (2) 「緊急に行わなければならないもの」とは、災害や不慮の事態が発生した際など、速やかに意思決定し、対応する必要がある場合などを指します。
- (3) 「行政内部の事務処理に関するもの」とは、行政の組織や会計、職員の人事など、行政の機関の内部にのみ適用されるもので、これらは行政の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であり、市民参加を求めません。
- (4) 「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、例えば地方税法の標準税率の設定など、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合は、市民の意見を反映させる余地がないため、市民参加を求めません。
- (5) 「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」とは、市税のほか、文化・スポーツ施設等の使用料、住民票の写しや各種証明書の発行手数料、介護保険料等、金銭の徴収に関わるもの全般を指します。これら金銭徴収に関する事項は、市の財政の根幹に関わるものであること、金額等は現実の費用等をベースに算出するものであり、単に金額が高い・安いの問題ではなく、利用料が発生するような性質のものは応分の負担が原則であることから、市民参加を求める趣旨にそぐわないものであり、市民参加を求めないとしています。なお、法定外普通税や法定外目的税（いわゆる新税）の導入にあたっては、市民参加を求めることが必要です。

第3項で示すように、行政は、第2項の規定により市民参加を求めなかった場合に、自ら必要と判断したときや市民からその理由を求められたときは、市民参加を求めなかった理由を公表する必要があります。行政は、本来であれば市民参加の対象事項であるにもかかわらず、緊急に当該事項を行わなければならなかったため参加を求めなかった場合は、自らの判断において参加を求めなかった理由を公表する必要があります。

#### （市民参加の方法）

第5条 行政が、市民参加を実施するときは、次の各号のいずれか、または複数の方法によって行います。

- (1) 審議会をはじめとする附属機関等の会議の開催
- (2) 説明会・懇談会・意見交換会等の開催
- (3) パブリックコメント（意見公募）手続の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

- 2 市民は、議会・行政に対し、意見・提言・要望等（以下「意見等」といいます。）を提出することができます。

【解説・考え方】

第5条では、市民参加の具体な方法を規定しています。

行政は、規定する方法の中からいずれか、または複数の方法を用いて、市民の参加を求めることがあります。なお、市民生活への影響が大きい事案については複数の方法を用いるよう努めます。

第1項第1号の「審議会等」とは、地方自治法に規定する附属機関（法律または条例に基づく設置）のほか、知識経験を有する人などの意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則・要綱等に基づいて設置されるものをいいます。

第2号の「説明会・懇談会・意見交換会等」には、各種の事業説明会や地域政策懇談会なども含むものとし、行政からの一方的な説明などに終始することなく、参加者の意見を聴取する機会とします。

第3号の「パブリックコメント（意見公募）」については、第8条で示すように、別に定める内容に基づくものとします。具体には、「土別市パブリックコメント制度実施要綱」を指します。

第4号の「アンケート調査」については、調査を行う内容に応じて、その対象者や調査方法などを工夫して実施するものとします。

第2項では、市民が、議会や行政に対して、意見や提言・要望等を提出できることをあらためて規定しています。

（審議会をはじめとする附属機関等）

第6条 審議会をはじめとする附属機関等の設置や取扱いなど必要な事項は、別に定めます。

【解説・考え方】

第6条では、行政が設置する審議会や協議会等の附属機関の取扱い等については、別にその詳細を定めることを規定しています。具体には「土別市附属機関等の設置等に関する取扱要綱」を指します。

（パブリックコメント手続）

第7条 パブリックコメント（意見公募）手続については、別に定めます。

【解説・考え方】

第7条では、第5条第3号で示した「パブリックコメント（意見公募）」について、別にその詳細を定めることを規定しています。具体には「土別市パブリックコメント制度実施要綱」を指します。

（市民からの意見等の取扱い）

第8条 議会・行政は、市民から寄せられた意見等に対し、迅速かつ誠実に対応し、総合的に検討します。

- 2 議会・行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を市民に公表します。ただし、広く公表することが望ましくないと認められるときは、この限りではありません。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果とその理由

- 3 議会・行政は、意見等への対応の経過についての記録を保存し、適切に管理します。

- 4 意見等のほか苦情・質問の取扱いについては、別に定めます。

【解説・考え方】

第8条では、第5条第2項で規定している市民から寄せられた意見や提言・要望などの取扱いについて規定しています。

第1項では、市民から寄せられた意見等については、議会や行政の責務として、市民から単に意見・

提言・要望等を聴くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

さらに、第2項に示すように、公表することが適当でない情報（が含まれる部分）を除いて、意見等に対しての検討結果や結果を公表することとしています。なお、公表に関する具体的取扱いは、「土別市情報公開条例」で規定しています。

また、第3項では、意見等に対する対応の経過についての記録などの適切な管理等について規定しました。

第4項では、意見・提言・要望のほか、苦情や質問を含めた様々な「市民の声」や問合せ等について、具体的な取扱い等について、別に定めることを規定しており、行政においては、「土別市市民の声取扱規程」によるものとします。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例に関して必要な事項は、別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 市長は、この条例の施行に伴い、この条例の規定と整合を図るべき事項がある場合は、速やかに対応します。